ろしくお願いいたします。 を応援する大阪の会の皆様、これからもよ 会」を応援する西東京市民の会、「同進会 いただきましたことに深く感謝致します。 同進会」を応援する会、ならびに 同進会も多くの 「同進

> す。 二世と協力すべく頑張ります。 今後とも皆さまと共に歩んでゆく所存で 何卒よろしくお願い申し上げます。

(2023年11月14日、 記

パク・ネホン/同進会会長

## いわゆる「台湾有事」について

### 友樹

## はじめに(「台湾有事」論の根

めており、 ている。 AD等を中心にして対中包囲網の形成を進 シフトした。 アメリカは対中国戦略を「同盟国重視」に 2021年1月のバイデン政権発足後 日本もその中で役割を求められ A U K U S I P E F, Q

侵攻する可能性がある」との主旨の発言を 日に行なわれた日米外相、 の動きに歩調を合わせ、2021年3月9 湾有事」が耳目を集めるようになった。こ 行ない、これをきっかけにしていわゆる「台 院軍事委員会で「中国は6年以内に台湾に ソン米軍インド太平洋司令官がアメリカ上 である。2021年3月に当時のデビッド これまでの流れを概観すると以下の通り 防衛相会談  $\widehat{2}$ 

> 軍の運用一体化の方向性が打ち出された。 に「共同対処」することが盛り込まれ、両 和と安定の重要性」が謳われ、 招く事態となった。 演習を実施し、外交の不調が軍事的緊張を IJ 8月2日にはペロシ米下院議長が中国の強 の2プラス2では米軍と自衛隊が緊急事態 有事である」と発言、2022年1月10日 には安倍晋三元首相がオンライン講演会で 的解決」が共同声明に盛り込まれた。 16日の日米首脳会談では「両岸問 プラス2) では共同発表に「台湾海峡 「台湾有事は日本有事であり、日米同盟 ·アクションとして中国が台湾海峡で軍事 反対を顧みることなく台湾訪問を強行、 次いで4月 題 0 12 月 平和 の平 0

2022年12月16日に「国家安全保障戦略 このような経過を経 て、 日 本 . 政 が府は

> 円増額、 軍備拡張を進める動きが顕著である。 ない」と岸田文雄首相が自ら発言するなど、 2022年2月24日にロシアによるウクラ まないまま、閣議決定のみで行なわれた。 このことも憲法や法律の改正手続きも踏 攻撃する能力を持たないことを宣言し、 比2%にすることを打ち出すとともに を2023年度から2027年度に約43兆 していた「専守防衛」戦略を変更すると 国に安心を与えることで自国の安全を確保 有を明確にした。他国から攻撃を受けた場 基地攻撃能力(政府は反撃能力と呼称)」の保 わゆる「安保三文書」を改訂し、 ヨーロッパの情勢を引き合いに出すことで 日のウクライナは明日の東アジアかもしれ イナ侵攻が起こったことをきっかけに「今 いう戦後最大の安全保障政策の転換だが、 小限の自衛力は保有するが、相手国を直接 「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」の、 攻撃をしている対象を撃退する必要最 2027年度に防衛費を対GDP 防衛予算 敵 他

県に影響を与えている。 自衛隊の駐屯地が開設された。 表、2023年3月16日には石垣島に陸上 れ、2022年12月27日に防衛省が与那国 日には宮古島に地対艦ミサイルが 島に地対空ミサイルを配備する計 このような一連の動きが現場、 2021年11月14 2022年 特に沖縄 :画を発 搬入さ

める住日 所が戦場と化すことが想定され 練 車 23 に不安や恐怖を覚えている住民も多 増す安全保障環境」への対応として受け が実施された。 容訓練など、 11 が走行し、 月 レゾリ では史上 0 民がいる一方、 H 米 ユ 共 2 ] |-実戦を想定した生 初めて与那 同 日本政 23年 ķ 合演 ・ラゴン 自身の住 府 0 10 玉 いう <u>2</u>3 月 島 キ 0 0 Ì 日米 公道 7 一々し では んでいる場 ン e V 厳 足を戦 ること 共同 しさを 遺 ソ e V 体収 1 訓 訓 ド

ともそのことを裏付けてい 最大の戦略的 ていることが分かる。先述した 「台湾有事」を想定して着 この が中 ような動きを見れば、 国を な挑戦」と位置付 国際社会の平 々と準備を進 日米 和と安定 け 「安保三文 一両政 ているこ 府 。 の 8 は

か、 これまでどの 問題、 踏まえるべきことを るのだろうか。 また「台湾有 有事」とは では、 「台湾有事」 起こるとすればどの 及び日 H 米 11 事 ように対 本と中国 両政府が ったい何を指しているの が発生 本稿では中国 は本当に起こるの 示 処してきたか しないため が台湾問 想定してい ような状況 [から見 題 13 る 7を概説 元た台湾 いだろう こついて で起こ 日 一台湾 本 か

#### 中 国と台湾の 関

台 湾 有 事 を考える ため は、 そもそ

> る必要があ Ł 玉 にとっ 7 蕳 題とは 何 かを 理 解

> > す

言には えた。 る日 であっ 関 きであ 国 れている。 切 されるべきことが記されて 2日に降伏文書に調印することで終戦 定めたポツダム宣言受諾を公表、 年8月15 継政権にあたる中華民国に敗れ、 1 日 である。 の地 条約 931年9月 本 中 (当時は 国と台湾 中 ·の植民 る。 域を中華 ポツダム宣言にはカイロ宣 ·戦争で中 によ たが、 日本国 日に昭 台湾は 中華 このような経緯から、 つ 地 良  $\mathcal{O}$ となった。 7 H 国) [が清国 ・民国に返還する」 和 国を侵略したが、 18 日清 関 割 清 係 天皇 日の満州 譲 戦 に返還され 戦争以 13 争後に され 人より盗 が戦後処 9 41 その 1 おり、 前 事変に端を発 7 8 9 5 締結され は 後 理 清 たと見るべ 取 以 清朝 台湾は中 と明記さ 同 したる 0 力 言 1 朝 下 日 方針 年 イ が 年 9 4 5 0 0 液行 を迎 本 た の後 か 口官 9 版 通 月 を す は b 下 n 図 \_\_

に中華 と中 華 見える状 党 が .勝 人民共 日 には 本の敗 国 る 人民共和 を収めた結果 |共産党の 淣 和 国 が現 2 華 戦 うの 後、 は 民 その 畄 国 国 内 が建 は台湾に逃 戦 中 中 ·華民国 成立を以て全て 国 が 勃発 今に至っ 玉 1 され が存在な 9 で 4 ñ は 9 たた 7 中 するように 年 中 国 10 11 中 玉 ]共産党 0) め 月 国 玉 主 民 国 1 外 民 党 中 Н

> 声 いる。 国を代表する唯 取 は 明 っており、 中 華民 そし によって中 玉 [から て、 引き 日 n 一の合法政 本は後 華人民 には当然台湾も含まれ 継が 述する 共和 n 府 国 と承 政 いう立 日中 府を 共 中 同 7

を

国家承認して

11

湾は中国 平和条約 らもサンフランシスコ講 されてい は台湾を含む領土を 的な戦後処理 で定めら 内戦の影響で分断状態にあったため、 張する説 湾は台湾であり、 れたサンフランシスコ講 中華民国 いない。 (中華人民共和国) と台湾 なお、 国 ない。 日本と大部 らに準拠するのが妥当であろう。 n 台湾の取り扱いについては があるが、 に返還され (後に失効) 」 ているため、 を定め、 そのため、 中 先述 たていな 国とは関係な 分の連合 及び 放 1951年に 台湾 (中華民 を見ると、 和条約に調印し 日本は公の のように 棄する」としか 和条約では、 、これを根拠に 1, 日中共同 0) 玉 よっ 国 0 中国 部 間 11 は国共 て「台 こと主 調 戦後 レ で 0 「日華 声 どち 大陸 人々 ベ 節 最 日 ル 台 Ē بخ 0 本 終

であ 点 くし 分断状態 ではこれ の考えは尊重しつつも、 あることか は このような歴史的経緯 7 列 11 特に る が事態を複雑化 強によっ ら 台湾は日本に奪 日 本 国にとって台湾 て奪わ が安易に し問題解決を れた失地 おれ 一台湾有 た国 問 0 題 口 王 0 原 は で

ことは も出 や価 人々に筆舌に尽くしがたい被害を与えた日 主主義対専 がら台湾問 本としては、 のは想像に難くない。侵略によって中 H 本有 口もない争 値観の違いで敵と味方を選別し、 事 中 ・国にとって受け入れ と主張して台湾問 制 **!題を見つめる必要がある。** この歴史と謙虚に向き合 主義」といったイデオロギー いに入っていくべきではな 題に介入する がたいことな 結論 いな 国 民

#### 中国 Ⅰから見た 「台湾有事

0

争」とする。 が、 る。 あるならば 本と中国の衝突、 題に武力介入することで引き起こされる日 盟に基づく集団的自衛権を行使し、 アメリカが攻撃されたことで日本が日米同 行使した際にアメリカが武力介入し、その 事は日本有事」とは を行使することで引き起こされる衝突、 に武力を行使するのか」を分析することが 台湾有事」 実は「台湾有事」には明 本稿では便宜的に 「中国はどのような場合に台湾 の発生を防ぐために有効であ この定義に照らせば「台湾有 紛争」となろう。 「中国が台湾へ武力を 中国が台湾に武力 確 な定 義 そうで 台湾問 が な 紛 13

国の 先述の 部であるとしており、 通 ŋ 華人民 共和 現状は分断状 国は台湾を自

> 題の う。 明確 る。 中国 和統 0) 統一を目指す」を超え、独り歩きしている も一貫して言い続けているのだが、この副 変更はない。 た1970年代後半からは「あくまでも平 法についてもアメリカとの関係が正常化し る」と記されていることからも を含むすべての 玉 る。 態にあるが統 一貫しており、 一武力使用を放棄する約束はしない」こと が日本のメディアや政界の現状である。 ただし、中国 このことは 「武力使用放棄せず」が主題の 一を目指す」としている。この方針は な期限を設定していない上、 一の大業を成し遂げることは台湾 の方針 な冷 台湾独立派をけん制するため 一するべきであると考えて 習近平政権になってからも 中 中華人民共和国 静に見定める必要があ -国人民 は統 の時期については (の神聖な責務 明らかであ 統 一の方 平和 であ 同 ろ 胞 祖 11

か。 合 から分裂させる重大な事実が発生した場 確に回答 3 月 14 に中国はその最終手段を採り得 0) 向 最終手段である。 ける行為であり、 中 このことについては中国 ②台湾を祖国から分裂させる可 国にとって武力行使は自国 |日に制定した「反分裂国家法」 てい . る。 万事や、 では、 法では①台湾を祖 むを得る どのような場合 が |民に銃| 20 るのだろう ない 05年 能 で明 場合 性 国 を 0

> とはないことが明確になってい 発生しない限り「非平和的方式」を採るこ ある重大な事件が発生した場合、 「非平和的方式」を採ることが規定さ 軍隊が台湾に駐留するといったことが 可能性が完全に失われた場合 台湾が独立を宣言する、 あるい . る。 ③ 平 につい した は他 和統 n 7 7 2023/12/1 市民の意見 NO.200

国の おり、

しない る。 軍事 20 回 党は一党独裁なので自由に軍備が増強でき が困難になるような「台湾有事」を自ら のが特徴であるから、この その計画に従って年間計画を実施していく 現代化強国になる」ことである。 可能性が 棄すべき主張といわざるを得 こえてくるが、これは社会主義国 き起こす可能性は極めて低い。「中国共産 国は安定政権 化を成し遂げ、今世紀半ばまでに社会主義 全く理解していない主観と偏見に基づく る」といった主張がメディアなどからも聞 る」「習近平の意思一つで台湾に侵攻でき 「2035年までに基本的な社会主義現代 中国共産党が2022年に開催 しか 的 一党 大会で定めた最大の国 経済的 高 まって それは の下で中長期計画を策定 13 強くなったのは事 Ŋ ることを必ずしも意 「台湾有事」の発生の 国家目標の実現 ない。 家 社会主義 の特徴を 目 事実であ 中 標 菌 Ļ は が 唾 引

以上見てきたように、 中 玉 は 「台湾有事

武力行使を避けられないものとして軍備増 づくりをすることである。 と台湾当局の冷静な対話を促す 強に走ることではなく、 アメリカや日本が今なすべきことは中 を自ら 日本が 台湾有事 「台湾独立派」を焚きつ 引き起こす考えは 」を誘発すると見てい 外交によ ため る。 けることが ア X って中 よって、 ij 0) 環 玉 力 菌 0

### 「台湾有事は日本有事」か?

きつけ 湾有 事」になるのかについて述べ 性は極めて低いことを述べた。ここでは「台 T 事 X ない限 1) が発生した場 力 P Н り「台湾有事」が起こる可 本が台 合、 「湾を そ 独立 る れが 0 方向に焚 日 能

中共同 され いる。 本国政府は、 府は、 との戦後処理は1972年9月29日 場を十分理解 分の一部であることを重ねて表明する。 印した「日中平和友好条約」で行なわれ ンシスコ講 日中 、項に基づく立 先述の通り、 たの この 共同声明」では「中華人民共和 ご声明」及び1978年8月 台湾が中華人民 が É Ħ 和 この中華人民共和国 中 Ü 中共同声明を基礎 条約を調印しておらず、 苸 場を堅持する」と謳 中華人民共和国は 和 尊重 友好条約 共和国 ポ ・ツダム であ 0) 領土の不可 政 12サンフラ て締結 宣 府 0) わ 日 言第 に調 日 同 n 0 玉 た。 Н 政 7

> 守防 約は国外 る。 平和友好条約から見ても極めて不適切であ 元首相 む国家全体を拘 2項により、 るため、 衛 の 一会での批 条約遵守を定め 0) 「台湾有事は日本有事」発言は 観点からも問題であるが 内 東する。 閣 0 手 み 続きを経て ならず よって、 た日本国 国 [会議 安倍 憲法 殿員を含 **晉**三 日 7 98 専 中 条

えない う ると中 である。 る。 主張 的に解決するように環境整備を行なうこと 上 中国と安定的な関係を構築するため 問 同盟に基づく集団的自衛権を行使して台湾 れているのは麻 決して行なうべきではない。 して日本が中国と交わした重い約 た「内戦」である。 発生したとしてもそれは で仮に武力衝突、 交わしている約 以 一げた日中共同 .題に介入することでもない。 。これを違えるようなことや抵触してい 「戦う覚悟」を持つことでは É ではなく、 ・国が受け 見てきたよう そうすれば 中 ?有事」 取りかねないことを日本は 国と台湾当局 声明や日中平 束に照らせ 日 生太郎自民党副 11 本の これ わ 日本有事」 が発生するリ ゆ 侵 は中国 中国国 る「台湾  $\mathbf{H}$ で ば、 略戦争の処理 本 和 日本に求めら が 0 先人たちが 問 なく、 友好条約を 0 内で発生 中 中 は 総裁 題 国 有 玉 一方的な 京東であ 起こり を平和 に作り 一と台湾 スクも ع 日米 のい 取 ع が L h

> 行なわり に関する立場は 2023年 交」が必要である。 変更は 明にあるとおりで から習近平国家主 大幅に低 n ないと述べて た日中首 11 できる。 月 17 一席に対 あ 脳会談 1 日にサン ŋ なお、 972年 41 る。 Ľ では岸田 0 フランシスコで 立場 我が 0 行 É 13 中 によると 玉 文 致の 共同 一の台 雄首 切 0 声 湾 相

#### 終わりに

た諸 は政 日本国政 いる沖 縄を再び はされなかったが、その願意を反映した「 2月定例 うに求める陳情を2023年の沖縄県議 和的な問 石 備 有 終本会議 会議に諮られることになり、 を求める意見書」 対話と外交による平和構 画委員会の 垣 強 最 事」論を背景とした軍備増強や自衛 島 以府に対 後に |原則 化に危機 縋 を遵守 で賛 与那 戦場にしないよう日 会に提出した。 題解決を図る意 府に対し、 「台 県の動きについて述べる。 ľ 「全会一致原 湾有 (成多数で可決され 玉 感を持っ 日 島 が議員提出議案として 中 !の市民 両国において確認され 中国との外交による平 両 国 た沖 の影響を最 付託され 間 則に阻 見書を可決するよ 築の積極的 (団体及び 0 :縄島、 3 月 友好 |本政 以府に対い た総務が 30まれ 関 も受け 有志は、 宮古 7係を発 記な取 意見書 日 0) 採 沖 最 本 会 択 企 7

求めている。展させ、平和的に問題を解決すること」を

中国との友好関係の発展を促進した。 平和構築の取り組みを行なう体制を整えた。7月3日から7日までは玉城デニー知 事が北京と福建省を訪問、李強首相をはじ が、中国との友好関係の発展を促進した。 平和構築の取り組みを行なう体制を整え が、中国との友好関係の発展を促進した。 本さる中国政府要人と意見交換を行な が、中国との友好関係の発展を促進した。 が、中国との友好関係の発展を促進した。

れている。

るだろう。市民一人ひとりの行動が求めら東アジアの平和構築のための大きな力とな拡を進める政府の行動にブレーキをかけ、起これば、「台湾有事」論を奇貨として軍地方自治体からもこのようなアクションが

**光員)** (いずみかわ・ゆうき/沖縄大学地域研究所特別研(いずみかわ・ゆうき/沖縄大学地域研究所特別研(11月19日)

なければ成り立たないのだ。す戦争は、ひとり一人の国民・兵士が動か東亜共栄圏」等々。しかし国家の引き起こ「正義の戦争」、「自衛のための戦争」、「大

長い人類の歴史から見ると生老病死の運長い人類の歴史から見ると生老病死の運たのではない中で一番幸福な時間や場所は何で、どこであるのかと考えた時、おそらくそれは誰にとっても自分の大切な人たちとともに居心地よく過ごせる時間や空間の数々ではないがあうか。

条件のことを言うのだろう。平和とは、そういった理屈無しの絶対的

う素朴で平和な暮らしでしかないのだ。思」と「名分」は、国家のいうそれとは違思」と「名分」は、国家のいうそれとは違

玄

順

恵

から、兵士はおのずと加害者になる。り一人の兵士だ。平和な暮らしから切り離とれた被害者である。戦場は、殺すか、出された被害者である。戦場は、殺すか、出された被害者である。戦場は、殺すか、出された被害者である。

平和への倫理と論理だ。であることによって加害者になる」というがあることによって加害者になる」というがあることによって加害者になる」というがあることによってが表して、例があることによって、所述を表して、

# ← 韓国軍犯罪判決と日本との違い←**、ベトナムの冤魂を記憶せよ**」

とであると訴えたのだった。 吟味し、それに応答していく姿勢をもつこして常に「なぜか?」を問い、その意味をして常に「なぜか?」を問い、その意味をいっている」と言って死んだが、それはを知っている」と言って死んだが、それは

だろう。 今、2023年末、ロシアとウクライナ、今、2023年末、ロシアとウクライナ、

戦争は「人殺し」を国家が国民に対して

る。合法的に保障する約束のもとに行なわれ

必要なのだ。
に、兵士を動員する「意思」と「名分」が民・兵士を動員する「意思」と「名分」がの戦争の継続は困難を極める。戦争には国ても国民・兵士ひとり一人が納得しない限しかし戦争はいくら合法的な命令であっ

て標語に掲げる。いわく「自由と民主主義」、その「意思」と「名分」を美辞麗句に変え戦争へ国民・兵士を巻き込むため、国家はを最も深く考えさせる。国家が遂行したい戦争は、国家と個人、人間の感情の本質